

多摩市子ども・子育て会議の委員構成の改正について

1 概要

本会議は、子ども・子育て支援法に定める事務を処理し、子ども・子育て支援に関する事項について調査、審議を行うための機関として、平成 25 年 10 月に「多摩市子ども・子育て会議設置条例」に基づき設置しました。

令和 5 年 4 月にこども基本法が施行されることから、本会議の所掌事務を追加しましたが、令和 7 年度に向けて新たな計画を策定するため、その時点で委員構成の改正は行わず、現委員の任期満了に合わせて委員構成を改正することとしています。

現在、令和 7 年度からスタートする「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に推進するため、更に審議を活性化し議論を深めることができるよう、計画期間のニーズに応じた委員構成に変更する予定で調整を進めています。

なお、現委員の任期は、令和 7 年 10 月 31 日までとなっています。

2 今後の予定

- 5 月 子ども・若者支援推進本部
- 6 月 第 2 回定例会へ条例改正案を上程
- 7 月 新たな委員の推薦依頼など
- 11 月 新たな委員を委嘱し会議を組織